

北海道の飲食店等における ワクチン・検査パッケージ制度の運用について

ワクチン・検査パッケージ制度とは

事業者が、利用者の**ワクチン接種歴**又は**検査結果の陰性**のいずれかを確認

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な制限を緩和※

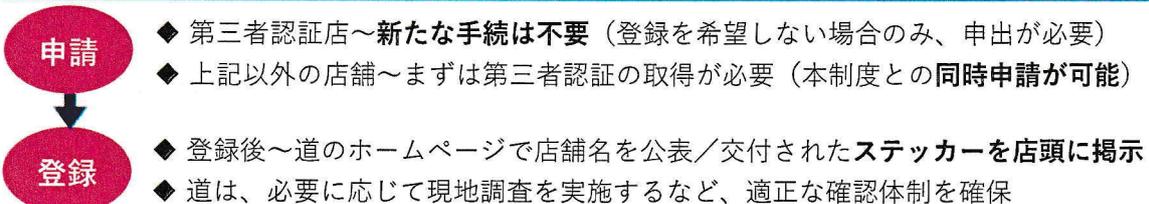
※感染の急拡大等により、制度を適用せず、強い行動制限を要請する場合があります。

北海道の飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の適用場面

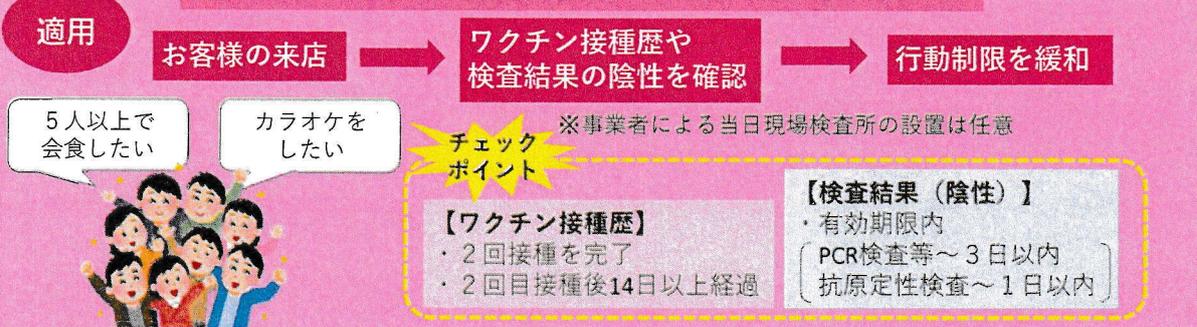
	飲食	カラオケ
制度適用のメリット	▶ 緊急事態宣言等により、同一グループ・同一テーブルの5人以上での会食回避が要請されているときでも、 5人以上での会食が可能	▶ 緊急事態宣言により、カラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請が行われているときでも、 カラオケ設備を提供可能（収容率の上限は50%）
確認が必要な場面	▶ 行動制限が課されていない 平常時については、確認不要 ▶ 行動制限下であっても、 4人以下の会食の場合は確認不要	▶ カラオケ設備を提供する場合は、 来店者全員の確認が必要
確認できない場合	▶ テーブル間での交流が生じないことを前提に、複数のテーブルに分かれて、各テーブル4人以内とすることができる	▶ カラオケ設備を提供できない
要件	▶ 第三者認証の取得が必要	



申請～適用までの流れ



緊急事態宣言やまん延防止等において行動制限が課される場合



お問い合わせ

- 第三者認証店、飲食店の方～第三者認証制度コールセンター：0570-783-816（平日9:00～18:00）
- カラオケ店の方 ～北海道経済部経済企画課：011-206-6197（平日8:45～17:30）
- ホームページ URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/87239.html

